

新宿区マンション管理計画認定手続支援サービス手数料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、管理計画の認定申請を行う管理組合に対し、公益財団法人マンション管理センターが運営するマンション管理計画認定手続支援サービス（以下「支援サービス」という。）を利用するに際して発生する手数料を補助する新宿区マンション管理計画認定手続支援サービス手数料補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、管理計画の認定促進を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付に関しては、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、新宿区補助金等交付規則（昭和45年新宿区規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）第2条第1号に規定するマンションをいう。
- (2) 管理組合 マンションの管理を行う区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
- (3) 管理計画 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項に規定するマンションの管理に関する計画をいう。

(補助対象の要件)

第4条 補助対象は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新宿区内に所在するマンション管理組合であること。
- (2) 補助金の活用について、総会等で決議を得ていること。ただし、管理計画の認定を受けることについて既に総会等で決議を得ており、補助金の活用について新たに決議を得ることが困難な場合については、認定を受けることについての決議を得ていることをもって足りるものとする。
- (3) 新宿区マンション管理計画認定制度により管理計画の認定を受けたマンション管理組合であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

- (1) システム利用料 1万円
- (2) 事前確認審査料

2 第1項第2号に掲げる経費は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定める額を上限として第1項の合計額を算定する。

- (1) 事前確認講習を修了したマンション管理士に事前確認を依頼し、当該事前確認の完了後に支援サービスを利用する方法（次号及び第3号に掲げる方法を除く。）事前確認を依頼したマンション管理士に支払った額（その額が4万円を超えるときは、4万円とする。）
- (2) マンションの管理の委託先である管理会社等を経由して、(一社)マンション管理業協会が提供する「マンション管理適正評価制度」と併せて支援サービスを利用する方法 管理会社等に支払った額（その額が4万円を超えるときは、4万円とする。）
- (3) (一社)日本マンション管理士会連合会を経由して、同会が提供する「マンション管理適正化診断サービス」と併せて支援サービスを利用する方法 1万円
- (4) 公益財団法人マンション管理センターの支援サービスを利用する方法 1万円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、管理計画の認定通知を区長から受けた後に、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 第5条に定める経費を支払ったことが分かる書類の写し
- (2) 管理計画認定通知書の写し
- (3) 第4条第2号に規定する決議を経たことが分かる議事録の写し
- (4) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により、交付又は不交付を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者へ通知するものとする。
- 3 区長は補助金の交付決定にあたり、補助金の交付の目的を達成するために必要と認める条件を付することができる。

(補助金交付申請の取下げ)

第8条 第7条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付を受けることを事情により中止する場合には、速やかに補助金交付申請取下届出書(様式第3号)により、区長に届け出なければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 区長は、前条の規定による補助金交付申請取下届出書の提出があったとき又は補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、当該補助対象者へ通知するものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 不正な行為等により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 第4条各号に規定する要件に適合していないことが判明したとき。
- (4) その他区長の指示に従わないとき。

- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象者が既に補助金の交付を受けているときは、補助金返還命令書(様式第5号)により当該補助金の全部又は一部を返還するよう命じるものとする。
- 3 区長は、前項の規定により補助金が返還された場合、当該補助が国庫補助金の交付を受けたものである場合は、速やかに国へ補助金を返還するための措置を講じなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助対象者は、補助金の交付決定の通知を受けたときは、速やかに区長に新宿区マンション管理計画認定手続支援サービス手数料補助金請求書(様式第6号)を提出し、補助金の交付の請求をしなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る内容を審査し、適正であると認めるときは、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に規定するもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。